

1 事前準備

- 飲酒運転撲滅ポスター、ステッカー、のぼり等を掲示する。
- 運転者にはお酒を出さないことを店内に表示する。

ポスターなどを貼ることにより、お客様に飲酒運転はダメだと気づいてもらい、お店で飲酒運転をさせない取組をしていることを訴えましょう。ポスターなどが目に入ることで、お客様の理解を求めやすくなります。



飲酒運転は運転者だけでなく、道路交通法により周辺者も罰せられます。周辺者とは次の三者です。

- 酒類提供者 … 運転者に酒類を提供した者
- 車両提供者 … 運転者に車を提供した者
- 同乗者……… 飲酒運転の車に同乗した者

酒類提供者の罰則

酒類の提供を受けた者が酒酔い運転した場合
「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」

酒類の提供を受けた者が酒気帯び運転した場合
「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

2 お一人のお客様

来店時の対応

- 「お車でご来店ですか？」
「お酒をお召し上がりですか？」

お客様が、車で来たかどうかを確認しましょう。
お車での来店の場合は、お酒を出してはいけません。
家族が迎えに来る、運転代行を利用するなど帰宅方法を確認してからお酒を提供してください。



お客様に応じていただけない場合

「運転代行を利用する、ご家族等に迎えに来ていただく、ハンドルキーパーを決めていただく(グループの場合)ことの
お約束がない限りは、お酒をお出しすることはできません。」

条例が制定され、飲酒運転撲滅の取組が強化されていること、道路交通法により店にも責任が生じることなどを説明し、理解を求めてください。



ハンドルキーパー運動
ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

店内での対応

ハンドルキーパーのお客様が飲酒していないか確認しましょう。
飲酒していた場合は、改めて「運転代行を呼ぶか、誰かに迎えに来もらうか」確認してください。
確認がとれない場合は、それ以上お酒を出してはいけません。
お店の責任者と協力のうえ、粘り強く説得してください。

退店時の対応

お客様が確認した方法でお帰りになるよう、お声掛けしましょう。
運転代行業者の紹介等に努めましょう。
お客様が、飲酒したにもかかわらず、運転して帰ろうとする場合は、お店の責任者と協力のうえ、説得を続けてください。
説得に応じず、やはり運転して帰ろうとするときは、車種、ナンバー等を、110番や管轄の警察署に通報してください。

